



26文総第1569号

平成27年3月9日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会長 内山 忠明 様



文京区長 成澤 廣 修



平成26年度諮問第1号

文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）第14条第2項第4号及び同条第3項ただし書の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1. 諮問事項

- (1) 認知症ケアパスの作成のために行う認知症実態調査に係る個人情報の目的外利用について
- (2) 上記(1)による目的外利用をしたことの本人通知の省略について

2 諮問の趣旨

厚生労働省は、認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（以下、「認知症ケアパス」という。）の作成及び普及を推進することとした。

認知症ケアパスの作成に当たっては、介護や医療といった統計データを活用するほか、地域の高齢者の状態の的確な把握のため、認知症実態調査を実施する。調査実施に当たり、対象者を適切に把握するとともに、調査終了後クロス集計等を行うため、65歳以上の区民に係る介護保険被保険者情報を利用する必要がある。

本件は、文京区個人情報の保護に関する条例第14条第1項に規定する個人情報の目的外利用に該当する。そのため、同条第2項第4号及び同条第3項ただし書の規定により、保有する個人情報を本人の同意を得ないで目的外利用すること及び目的外利用したことの本人通知の省略について貴審議会のご意見をお伺いする。